

秋田市教委告示第15号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

令和6年10月30日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の広面小学校の表下北手の項を削り、同表に次のように加える。

太平黒沢字	稲荷、牛舞沢、大蛇沢、大屋木、岡畑、葛原、子田、砂子沢、館越、野崎、払川、東又、蛭田、二夕又、舟津田、平沢、平速沢、堀田、真木、矢櫃
太平寺庭字	家ノ下、岩井沢、魚ノ森、柿木坂、小黒沢口、土倉、寺庭、張山
太平中関字	家ノ沢、井関沢、一番片貝沢、上館、扇田、小園崎、川原、鴻巣沢、五城目、五城目下段、逆水、三番片貝沢、信田、寺中、下館、陳ノ川、杉ノ下、台ノ下、槻ノ浜、寺ノ沢、二番片貝沢、八幡台、八幡野、雛沢、平形、坊主淵、堀内、宮沢、務沢、本宿、森合、屋敷前
太平八田字	荒巻、一ノ沢、鶯越、打越、梅木台、大石、扇田、大岱下、大滝ノ沢、金釜、金山、上町内、上八田、川崎、木曾石、香炉沢、琴ヶ沢、才ノ崎、猿田沢、下町内、関口、滝ノ沢、館ヶ沢、館ノ下、田屋ノ前、月見沢、寺野、堂ノ前、樋ヶ沢、長橋、二手ノ又、八田、稗田、平ノ脇、藤ノ崎、細田、松沢、屋敷田、谷地、矢櫃、和岱

太平目長崎字	井関、大根沢、大野町、鍛冶屋敷、上井関、上縄手、上目長崎、神田、久保、栗ノ木台、下馬前、五反田、小山崎、柴敷、下川原、新道下、菅ノ沢、外ノ沢、滝瀬、館ノ腰、長橋、苗代田、沼田、古町、堀切野、舞鶴館、真木ノ沢、班目沢、待合、簗田、宮崎、宮田表、目長崎、本町、屋中、谷地
太平山谷字	一ノ関、大沢、貝田、貝ノ沢、上皿見内、首戸、鳩ノ巢、鳩ノ鳥、三郎屋敷、皿見内沢、篠戸、地主、下皿見内、下野、新川、諏訪、土沢、十三岱、樋ケ沢、長坂、中山谷、夏虫、鍋沢、野田、細越、水沢、女滝、谷山、湯ノ沢、横道、皿見内
下北手黒川字	新田、黒川、寺田、務沢
下北手桜字	桜谷地、守沢、新桜谷地
下北手寒川字	鍬岱山、五関、寒川、鷗谷地、高森沢、新山、平垣、保戸野沢、宮沢
下北手宝川字	愛ノ沢、姥ケ沢、潤ケ崎、大西ケ沢、種ケ崎、堂ケ下、繁昌田、古館ノ下
下北手通沢字	合ノ沢、内山、上前田、下前田、杉崎、仙戸谷地、滝ノ沢、中前田、元屋敷、山田沢、前田
下北手梨平字	袖ケ沢、梨平、登館、向田
下北手松崎字	家ノ前、碓り、岩瀬、大沢田、大巻、上崎、堤沢、走り崎、前谷地、巻ノ沢、谷崎
下北手柳館字	赤平、碓、賀川、賀川瀉下、瀉頭、瀉ノ沢、細谷沢、前田面、向田、矢瀉、和田、新細谷

秋田市立小学校通学区域表の太平小学校の表および下北手小学校の表を削る。

附 則

施行期日は、令和7年4月1日とする。